

施設設備保守点検監理業務仕様書

施設設備保守点検監理業務については、この仕様書に基づき実施するものとする。

1. 目的

市立湖西病院（以下「病院」という。）における電気、空調、衛生、消防及び環境等の各機器専門会社（以下「専門会社」という。）を選定し、保守点検と調整業務を総合的な機能性、効率性及び経済性を考慮し、専門会社間の調整並びにこれらを総括監督管理する。

総括監督管理の元、専門会社は、適切な保守点検と調整整備を行い、常に事故の予防に努めるとともに、各機器の耐用年数の向上と機能を十分発揮させることを目的とする。

2. 業務の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

3. 業務の場所

市立湖西病院（湖西市鷺津 2259 番地の 1）

4. 業務対象施設等及び業務内容

(1) 受電設備

- ・ 受電設備の保守監理及び点検

(2) 中央監視設備及び空調自動制御設備

- ・ 中央監視設備の保守監理及び点検
- ・ 空調自動制御設備の保守監理及び点検

(3) 消防用設備

- ・ 消防用設備の保守監理及び点検
- ・ 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検

(4) 昇降機設備

- ・ 昇降機の保守監理及び点検

(5) 空気調和設備

- ・ 空気調和設備機器の保守監理と点検

(6) 給排水設備

- ・ 給排水設備の保守監理及び点検

(7) 環境衛生

- ・ 環境衛生に係わる保守監理と測定

(8) 医療ガス設備

- ・ 医療ガス設備の保守監理及び点検

(9) 防火設備定期検査

- ・ 建築基準法 12 条に基づく防火設備定期検査

(1) 受電設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表 1 のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表 1 の場所に設置した電気設備を常に良好な状態に保つため、毎月 1 回電気主任技術者を派遣し、点検、測定及び試験（経済産業省令で定める電気設備及び発電設備の技術基準並びに電気用品取締法技術基準）を行い、電気保安責任者の行なう業務を補佐する。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに専門技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 1 項の（1）及び 2 項に定める点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 電気事業法第 107 条第 2 項に規定する立入検査の立会いを行なうこと。
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用について、電気事業法第 42 条の規定に定める病院保安規定を遵守するよう指導または助言を行うこと。
- (6) 受託者は、1 項の（1）及び 2 項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

- ・受電設備・・・点検（月次点検：毎月 1 回、年次点検：年 1 回）
- ・非常用発電設備・・・外観点検（月 1 回）、観察点検（年 1 回）

3. 経費の負担

1 項の（1）に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1 項の（1）に定める点検、測定及び試験が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(2) 中央監視設備及び空調自動制御設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表 2 及び別表 3 のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表 2 及び別表 3 の場所に設置した中央監視設備を常に良好な状態に保つため、12 箇月に 1 回技術員を派遣し、当該設備の総合点検、整備及び調整を行なう。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに専門会社技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 1 項の（1）に定める点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 受託者は、1 項の（1）及び 2 項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

保守委託期間中、1 項（1）に定める総合点検、整備及び調整を行なう。

3. 経費の負担

1 項の（1）に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1 項の（1）に定める点検及び修理が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた

疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(3) 消防用設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表4のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表4の場所に設置した消防設備を常に良好な状態に保つため、6箇月に1回専門会社技術員を派遣し、消防法17条の3の3の基準に基づき点検を行い、防火管理者が行なう業務を補佐する。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに専門会社技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 受託者は、1項の(1)に定める点検作業において、異常個所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 受託者は、1項の(1)に定める点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

保守委託期間中、1項(1)に定める点検を行なう。

法定点検の種類と回数は、外観及び機能点検1回、総合点検1回とする。（消火器等の機能点検、取替は除く。）

3. 経費の負担

1項の(1)に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1項の(1)に定める点検が終了したときは、速やかに消防法施行規則第31条の4第3項及び消防用設備等又は消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行なう点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について、報告書の様式を定める告示第4項に基づき、消防用設備等点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業におい

ても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(4) 昇降機設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表5のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表5の場所に設置した昇降機設備を常に良好な状態に保つため、月に1回専門会社技術員を派遣し、当該設備の点検、整備、調整及び注油を行うこと。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに専門会社技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 1項の(1)に定める点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 建築基準法第12条第1項に定める法定点検（年1回）を行なうこと。
- (5) 受託者は、1項の(1)及び2項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 故障対策

受託者は、専門会社に24時間出動体制をとらせ不時の故障時に対応させること。

3. 業務実施期日

保守委託期間中、1項の(1)及び(4)に定める点検及び検査を行う。

4. 経費の負担

1項の(1)に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

5. 報告の義務

受託者は、1項の(1)に定める点検及び修理が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

6. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。

- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

7. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(5) 空気調和設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表6のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表6の場所に設置した空調熱源設備を常に良好な状態に保つため、専門会社技術員を派遣し、関係法令等に適合した点検を行なうこと。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに専門会社技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 受託者は、1項の(1)及び2項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

受託者は、設備機器ごとに年間計画表を作成し、委託者の承認を得ること。

3. 経費の負担

1項の(1)に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1項の(1)に定める点検及び修理が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(6) 給排水設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表7のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表7の場所に設置した給排水設備を常に良好な状態に保つため、技術員を派遣し、12箇月に1回、関係法令等に適合した点検を行なうこと。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 受託者は、1項の(1)及び2項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

受託者は、設備機器ごとに年間計画表を作成し、委託者の承認を得ること。

3. 経費の負担

1項の(1)に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1項の(1)に定める点検及び修理が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(7) 環境衛生

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表 8 のとおり）

- (1) 受託者は、受託者が選定した専門会社の従業員を別表 8 の管理箇所の環境衛生を常に良好な状態に保つため、専門会社技術員を派遣し、関係法令等に適合した点検を行なうこと。
- (2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに専門会社技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (3) 点検作業において、異常箇所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。
- (4) 受託者は、1 項の (1) 及び 2 項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

受託者は、設備機器ごとに年間計画表を作成し、委託者の承認を得ること。

3. 経費の負担

1 項の (1) に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1 項の (1) に定める点検及び修理が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(8) 医療ガス設備

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表 9 のとおり）

- (1) 受託者は、医療ガス設備を常に良好な状態に保つため、12 ヶ月

に 4 回技術員を派遣し当該装置の点検、整備及び調整を行なうこと。

(2) 受託者は、事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。

(3) 点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。

(4) 受託者は、1 項の (1) 及び 2 項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

保守委託期間中、1 項の (1) に定める総合点検及び整備を 1 回行なう。

3. 経費の負担

1 項の (1) に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1 項の (1) に定める点検及び修理が終了したときは、速やかに報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

(1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。

(2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。

(3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

(9) 防火設備定期検査

1. 委託業務の内容（設備の内訳は、別表 10 のとおり）

(1) 受託者は、建築基準法第 12 条に基づく防火設備定期を、12 ヶ月に 1 回防火設備検査員を派遣し当該装置の点検を行なうこと。

(2) 点検作業において、異常個所を発見したとき、受託者は直ちに

委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についての助言をすること。

- (3) 受託者は、1 項の (1) 及び 2 項の点検計画及び修繕計画の作成において、病院への損失や損害を最小限度に留めるよう点検計画及び修繕計画を立案し提案するものとする。

2. 業務実施期日

保守委託期間中、1 項の (1) に定める定期検査を 1 回行なう。

3. 経費の負担

1 項の (1) に定める点検作業に要する器具、材料及び消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とし、点検作業に要する電気、水及び取替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務

受託者は、1 項の (1) に定める点検を終了したときは、速やかに管轄土木事務所へ報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律

- (1) 制服を着用し、胸に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 常に礼儀正しく丁寧な言動をとること。
- (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。なお、原則として時間外作業においても委託者の承認を得ること。

6. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議して適切な処置を講ずること。

別表 1 受電設備

項目	内容
〔受電設備〕	
設備容量	2,750 KVA
受電電圧	6,600 V
〔非常用発電設備〕	
ディーゼル発電装置	1 台
発電機	400 KVA
発電電圧	6,600 V
ディーゼル発電装置	1 台
発電機	500 KVA
発電電圧	6,600 V

別表 2 中央監視設備

内容	数量	回数
中央監視		
(1) SAVIC-netEV データロガー	1 台	1
(2) ローカル DGP盤 (発停、警報、状態監視)	12 面	1

別表 3 空調自動制御設備

機器内容	回数
冷温水制御 ポンプコントローラー	1
圧力調整計	1
温水系統制御 (2set)	1
調節計	1
空調機制御 (6set) AC4～AC9	1
水熱源ヒートポンプパッケージ	1
熱交換器	1
一次処理空調制御 (1set) AC-11	1
煤煙濃度計・感振器 (3set)	1
ファンコイルゾーン制御A (7set)	1
貯湯槽制御 (2set)	1
ファンコイルゾーン制御B (4set)	1
パッケージエアコン制御 (1set)	1
アキュムレータ制御 (1 set)	1

別表 4 消防用設備

4-1 自動火災報知設備

機器	数量
受信機 P型 1 級54窓	1 台
差動式スポット型感知器	47 個
定温式スポット型感知器	87 個
煙式スポット型感知器	435 個
発信機P型 1 級・2 級	24 個
表示灯	24 個
常用電源	1 式
予備電源	1 式
配線点検（絶縁抵抗測定値含む）	2 式
受信盤 P 型 1 級 3 窓	1 台
電鈴	30 個

4-2 非常放送設備

機器	数量
増幅器	3 台
スピーカー回線	1 式
スピーカー	420 個
常用電源	1 式
予備電源	1 式
配線点検	2 式
音量調整器	17 個

4-3 誘導灯及び誘導標識設備

機器	数量
大型避難口誘導灯	19 灯
中型避難口誘導灯	32 灯
中型室内通路誘導灯	35 灯
階段通路誘導灯	16 灯
避難口誘導灯	8 台
配線点検	1 式

4-4 ガス漏れ火災警報設備

機器	数量
受信機	1 面
検知器一般用	14 個
常用電源	1 式
予備電源	2 式
配線点検	1 式
電源装置	1 式

4－5 防火・防排煙設備

機器	数量
シャッター用自動閉鎖装置	3 台
煙感知器	54 個
防火戸用自動閉鎖装置	36 台
排煙口用自動閉鎖装置	7 台
ダンパー用自動閉鎖装置	23 台
排煙機	2 台
予備電源	1 式
常用電源	1 式
熱式スポット型	7 個
連動操作盤	2 台
配線点検	2 式
防煙スクリーン	22 台

4－6 スプリンクラー消火設備

機器	数量
加圧送水装置・ポンプモーター	1 台
呼水槽	1 台
起動装置	1 台
操作盤	1 台
流水検知装置・自動警報弁	6 個
スプリンクラーヘッド・閉鎖型	1,458 個
送水口	1 箇所
補助散水栓	8 台
常用電源	1 式
手動開放弁	8 個
一斉開放弁	3 個
圧カスイッチ	8 個
表示盤	1 台

4－7 ハロン消火設備

機器	数量
ハロンガス容器（1301）	7 本
容器弁開放装置 ガス式	7 個
起動用操作箱	4 個
起動容器開放装置	7 個
スピーカー	6 台
連動盤	1 台
音声盤	1 台
放出表示盤	1 台
電源装置	1 式
圧カスイッチ	1 個
選択弁	4 個
選択弁開放器	4 個
放出ヘッド	2 個
ダンパー	15 台
配線点検	1 式
テスト用ガス	1 本

4－8 屋内消火栓設備

機器	数量
加圧送水装置	1 台
呼水槽	1 台
操作盤	1 台
消火栓箱（ユニット）	17 台
起動用スイッチ	17 個
表示灯	17 個
常用電源	1 式
配線点検	1 式

4－9 消火器

機器	数量
粉末ＡＢＣ消火器10型	71 本
粉末ＡＢＣ消火器20型	8 本
ハロン消火器	1 本
強化液消火器	1 本

4－10 非常用発電設備

機器	数量
発電機（400KVA）	1 台
始動装置	1 台
無負荷連動試験	1 式
自動制御盤	1 台
配線点検	1 式
発電機（500KVA）	1 台
始動装置	1 台
無負荷連動試験	1 式
負荷試験（消防法に基づく）	1 式
自動制御盤	1 台
配線点検	1 式

別表5 昇降機設備

機器	台数
乗用昇降機	1 台
寝台用昇降機	2 台
荷物用昇降機	1 台
小荷物専用昇降機	2 台
健診センター昇降機	1 台
建築基準法第12条に基づく定期検査	7 台

別表 6 空気調和設備

内容	数量	点検回数
R-1直焚吸収式冷温水機 (RAD-A020 176UST)	1	1
R-2空気熱源チリングユニット (UWAP1360G6ER ※フロン排出・抑制法点検含む)	1	2
R-2空気熱源チリングユニット (UWAP2360G6KR ※フロン排出・抑制法点検含む)	1	2
鋼製炉筒煙管ボイラー (伝熱面積24.1m ²) 性能検査整備	2	1
鋼製炉筒煙管ボイラー メーカーによる燃焼調整	2	1
アキュムレータ (容量56m ³) 性能検査整備	1	1
ストレージタンク性能検査整備	2	1
貯湯槽コイル引き抜き	2	1
熱交換機性能検査整備	3	1
オートクレーブ 性能検査整備	2	1
地下タンク12Kℓ検査費 (窒素ガスを含む。) 気層部・液層部	2	1
パッケージエアコン フロン排出・抑制法点検 圧縮機7.5kw以上	2	1

別表 7 給排水設備

機器名	内容	数量	清掃回数
貯水槽清掃	飲用受水槽	250m ³ × 1 基	1
	飲用高架水槽	24m ³ × 1 基	1
	工水高架水槽	15m ³ × 1 基	1
	透析棟用飲用高架水槽	4m ³ × 4 基	1

別表 8 環境衛生

項目	内容	数量	回数
防虫・防除 (施工)	全館 (手術室系統は除く。)	1 式	2
	保育所、1・2階当直室	1 式	1
煤煙測定	ボイラー	2 基	2
	冷温水発生機	1 基	2
冷却塔	レジオネラ検査	2 検体	1

別表9 医療ガス設備

機器	台数
3ヶ月点検×2回、6ヶ月点検×1回、12ヶ月点検×1回 液化酸素装置（法定点検は除く。） 蒸発器・減圧器・電源盤・液面計	1 式
マニホールド 予備酸素パネルLGR 1列 8本立 切替装置パネル（窒素）MAN-80 2列 8本立 高圧バルブ 逆止弁 連結管	1 台 1 台 2 個 16 個 16 本
圧縮空気装置 コンプレッサー 5.5KW アフタークーラー エアドライヤー エアーフィルター 除菌フィルター 減圧弁	2 台 2 台 1 台 2 台 2 台 2 台
吸引装置 吸引ポンプ 3.7kw 吸引タンク及び付属品	2 台 1 式
電気盤 CEセンサーユニット LGRセンサーユニット マニホールド電源ユニット 空気・吸引センサーユニット コンプレッサー・吸引ポンプ制御盤 中央監視モニター 医療ガス警報盤 区域監視モニター	1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面
アウトレットバルブ 壁付アウトレット リール式アウトレット（天吊り含む。） 窒素コントロールユニット 余剰ガスコントロールユニット シャットオフバルブ 非治療用減圧装置	236 個 78 個 4 台 6 台 24 個 1 式

保守点検取替部品	数量
マニホールド(予備酸素・窒素)	
1次側ダイヤフラム(予備酸素)	1 枚
2次側ダイヤフラム(予備酸素)	1 枚
1次側シート(予備酸素)	1 個
2次側シート(予備酸素)	1 個
減圧弁ダイヤフラム(窒素)	2 枚
減圧弁シート(窒素)	2 個
減圧弁セット(予備酸素・窒素)	16 式
圧縮空気設備	
吸込みろ過器(コンプレッサー)	6 個
フィルター(コンプレッサー)	2 個
空気弁パッキンセット(コンプレッサー)	2 式

別表10 建築基準法第12条（防火設備定期検査）

内容	数量
防火シャッター	
防火シャッター駆動装置	4 台
防火シャッター連動降下試験	4 枚
防火扉	
防火戸連動閉鎖試験	36 枚
耐火クロススクリーン	
耐火クロススクリーン	23 枚
煙感知器	56 個
定温式スポット型感知器	3 個
単独制御盤	1 台
複合制御盤(自火報受信機併設)	1 台
報告書作成・届出	1 式